

議案第64号

逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正について

逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次  
のように改正する。

平成30年11月2日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年  
逗子市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者  
第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたも  
の

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成30  
年厚生労働省令第46号)の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件を拡大し、及び資  
格規定を明確化するに当たり、改正の要あるため提案する。